

別表第1（第3条関係）

事業構成		個別の事業名	事業内容	対象者
サービス 事業 (第1号 事業)	訪問型 サービス (第1号 訪問事 業)	介護予防型 訪問サービス (共生型介護予防 型訪問サービスを 含む)	有資格の訪問介護員等による身体介護・生活援助サービス	居宅要支援被保険者であって、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要であると認められる者（生活援助型訪問サービスの対象者を除く）
		生活援助型 訪問サービス (共生型生活援助 型訪問サービスを 含む)	本市が別に定める研修を修了した者等による生活援助サービス	居宅要支援被保険者等であって、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要と認められる者（介護予防型訪問サービスの対象者を除く） ただし、事業対象者にあつては、要支援認定の有効期間中に要支援認定の取消しの申出を行い又は、要支援認定の有効期間の満了にあたって要支援認定の更新の申請を行わず、要支援認定の取消日又は要支援認定の有効期間の満了日の翌日から引き続き事業対象者となった者に限る。
		住民の助け合いによる生活支援活動事業	活動登録者等による生活援助・生活支援活動	居宅要支援被保険者等であって、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要と認められる者 ただし、事業対象者にあつては、要支援認定の有効期間中に要支援認定の取消しの申出を行い又は、要支援認定の有効期間の満了にあたって要支援認定の更新の申請を行わず、要支援認定の取消日又は要支援認定の有効期間の満了日の翌日から引き続き事業対象者となった者及び要介護認定を受けた事業対象者（当該要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受けた日から当

				該要介護認定の有効期間の満了の日までの期間を除く。)に限る。
		サポート型 訪問サービス	本市が雇用する看護職員、管理栄養士、歯科衛生士等による閉じこもり予防、認知症予防、うつ予防、栄養改善、口腔機能向上サービス	居宅要支援被保険者等であって、市長が別に定める基準に該当する者
通所型 サービス (第1号 通所事業)		介護予防型 通所サービス (共生型介護予防型通所サービスを含む)	入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援及び身体機能の向上のための機能訓練等のサービスで、3時間以上で実施するサービス	居宅要支援被保険者等であって、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要であると認められる者(短時間型通所サービス及び選択型通所サービスの対象者を除く) ただし、事業対象者にあつては、要支援認定の有効期間中に要支援認定の取消しの申出を行い又は、要支援認定の有効期間の満了にあつては要支援認定の更新の申請を行わず、要支援認定の取消日又は要支援認定の有効期間の満了日の翌日から引き続き事業対象者となった者に限る。
		短時間型 通所サービス (共生型短時間型通所サービスを含む)	入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援及び身体機能の向上のための機能訓練等のサービスで、1月を通じて3時間未満の短時間で実施するサービス	居宅要支援被保険者等であって、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要と認められる者(介護予防型通所サービス及び選択型通所サービスの対象者を除く) ただし、事業対象者にあつては、要支援認定の有効期間中に要支援認定の取消しの申出を行い又は、要支援認定の有効期間の満了にあつては要支援認定の更新の申請を行わず、要支援認定の取消日又は要支援認定の有効期間の満了日の翌日から引き続き事業対象者となった者に限る。
		選択型	運動器の機能向上プログラム	居宅要支援被保険者等であ

		通所サービス	ラム、口腔機能向上プログラム又は栄養改善プログラムのいずれか若しくは複数を実施するサービスで、それぞれのプログラムにつき90分以上で実施するサービス	って、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要と認められる者（介護予防型通所サービス及び短時間型通所サービスの対象者並びに既に選択型通所サービスの提供を受けた者であって同内容のプログラムの提供を希望する場合を除く）
	介護予防 ケアマネジメント （第1号 介護予防 支援事業）	介護予防 ケアマネジメント	対象者に対し、介護予防を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、サービス事業の利用にかかるケアマネジメントを行う	居宅要支援被保険者等（初回のみケアマネジメントの対象者を除く）
		初回のみ ケアマネジメント		居宅要支援被保険者等であって、サポート型訪問サービスのみの利用を希望する者
一般介護予防事業		介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる	本市に居住する65歳以上の者及びその支援のために関わる者
		介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う	
		地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う	
		一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う	
		地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する	